

生坂村の公共建築物・公共土木工事等における木材利用方針

1 目的

木材を利用することは、持続的な林業経営を推進し、森林の持つ多面的機能を高度に発揮させ、地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成のほか、地域経済の活性化に資するものである。

このため、生坂村の公共建築物の整備及び公共土木工事等において木材の利用を促進するための方針を定めるとともに、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定により、長野県が定めた公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針に即して、同条第2項に掲げる必要な事項を定める。

2 公共建築物の整備における木材利用の推進

(1) 公共建築物の木造化

村が行う公共建築物の整備に当たっては、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、積極的に木造化するものとする。

(2) 公共建築物の木質化

村が整備する公共建築物について木造化が困難な場合でも、可能な限り内装等を木質化するものとする。

(3) 家具・備品・調度品等の木質化

村が公共施設等に導入する家具・備品・調度品等は可能な限り木材製品とする。

3 公共土木工事等における木材利用の推進

村が行う公共土木工事等においては、関係法令等の特に配慮すべき事情がある場合を除き、設計図書に間伐材を含む木材の使用を明記することにより、公共土木工事等における木材の利用に積極的に取り組むものとする。

4 地域材利用の推進

(1) 村が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、関係法令、地域材における供給が困難である場合等の制約を受ける場合を除き、可能な限り県産材とする。

(2) 村が行う公共建築物の整備等における木材の使用に当たっては、可能な限り信州木材認証製品センターの信州木材認証製品又は同等以上の品質、規格、性能を有するものを使用するものとする。

(3) 村が行う公共建築物の整備における木材の使用に当たっては、素材供給段階における産地証明書を添付させ、県産材であることを竣工検査時に確認するものとする。

5 村が補助する施設整備等における木材利用の推進

村は事業主体の理解を求め、可能な限り県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

6 木造化・木質化を図る公共建築物及び公共土木工事等

村における木材を利用する公共建築物及び公共土木工事等は、次のとおりとする。

木造化を促進する施設	広く村民の利用に供される社会教育・体育施設（公民館、図書館、博物館、美術館、体育館、プール等）、保健・衛生施設（病院、診療所、保健センター等）、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設等）、行政施設（役場庁舎等）、住宅施設（村営住宅等）、その他の施設（観光施設、公園施設等）
------------	--

特に木質化を重点的に促進する施設	特に木質化を重点的に促進する箇所	
	各施設共通の箇所	施設ごとの箇所
社会教育・体育施設（公民館、図書館、博物館、美術館、体育館、プール等）	ホール ロビー 廊下 会議室	展示室、資料室、図書室、研修室、講堂、アリーナ、宿泊室、食堂、調理室等
保健・衛生施設（病院、診療所、保健センター等）		待合室、食堂等
社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設等）		リハビリ室、図書室、研修室、面談室、居室、娯楽室等
教育・研修施設（保育園、小学校等）		教室、体育館、図書室、保健室等
行政施設（庁舎等）		事務室、会議室、各種相談室、応接室、講堂、食堂等
住宅施設（村営住宅等）		各住戸内の玄関、居室等
その他の施設（保養施設、観光施設、公園施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所等）		上記に準じた箇所

特に木質化を重点的に推進する家具・備品・調度品等	
机	事務用、学習用、OA用、会議室用、応接用、待合室用、ロビー用等
椅子	事務用、学習用、会議室用、応接用、待合室・ロビー用等
収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚等
その他	パーテーション、案内板、掲示板、傘立て、ハンガー、名札、ベンチ、プランター、その他外構部材等

特に木材利用を重点的に推進する工法
信州型木製ガードレール、木製(残置)型枠工及び柵工・筋工・沈床工・水路工・階段工・仮設工等で木材の利用が可能な構造物等

適用

この方針は、平成24年9月1日から適用する。